

要保存

保護者様

横浜市立大正中学校
校長 熊谷 守浩

風水害・大地震等の「警報」発表及び火山災害における 生徒の安全確保について

横浜市内に「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」「東海地震注意情報または警戒宣言」「火山災害」が発令された場合、生徒のより一層の安全確保のための対応について、大正中学校では次のような処置を執ります。テレビ、ラジオ等により、情報を正確に把握してください。

「特別警報」「暴風警報」「大雪警報」「暴風雪警報」発表時の判断について

- 1 **登校前**に、横浜市内（神奈川県全域又は神奈川県東部または横浜・川崎）に「**特別警報**」「**暴風警報**」「**大雪警報**」「**暴風雪警報**」が午前7時の段階で発表継続中の場合は、生徒の安全確保のため全市一斉に「**臨時に休業**」と致します。その日は一日家庭学習となります。
* 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）
- 2 「**暴風警報**」を伴わない「**大雨警報**」や「**洪水警報**」については、学校や地域の状況に応じて、適切な措置を講じます。
- 3 **登校後**、「**特別警報**」「**暴風警報**」「**大雪警報**」「**暴風雪警報**」又は「**避難勧告**」が発表された場合は、学校や地域の状況に応じて、学校長が適切な措置を講じます。

東海地震の注意情報または警戒宣言が発表された場合

- 1 **通学中または在宅中の場合**、注意情報または警戒宣言が発せられた場合は、休校とします。なお、登下校時にあつては、安全に帰宅させるための措置を講じます。
- 2 **在校時に発せられた場合**は、原則として授業を打ち切り、教職員の指導のもと、保護者に連絡をとった上で帰宅させます。なお、連絡がとれない家庭、留守家庭等の生徒については、学校において預かり（留め置き）、直接保護者に引き渡します。

市域のいずれかで、震度5強以上の地震が観測された場合

- 1、発生の際は、直ちに授業を打ち切り、保護者が学校に引き取りに来るまで、学校で預かる（留め置く）こととする。
 - * 震度5弱以下の地震でも、学校長の判断で預かり、引き渡しが必要となる場合もありますまた、学校で預かる（留め置く）際や集団下校させる際には、事前に保護者に連絡します。

* 火山災害については「風水害」を「火山災害」に置き換えて対応します。

降灰時等における学校の対応

- 1、登校前に市域内への「降灰予報」が発表された場合は、生徒の安全確保のため、全市一斉に「臨時に休校」措置を講じます。
- 2、登校後に市域内への「降灰予報」が発表された場合は、生徒の安全確認を行った後、原則として、保護者が学校に引き取りに来るまで学校で預かる（留め置く）か、下校させるかの希望を聞き、原則それに従うこととします。